



津山工業高等専門学校校報

第 1 1 3 号 平成 1 9 年 1 月 2 6 日 発行

(平成 1 8 年 8 月 1 日 ~ 平成 1 8 年 1 1 月 3 0 日)

目 次

校内諸規則

津山工業高等専門学校総合情報センター部門に関する細則の一部を改正する細則（規則第5号）--	2
津山工業高等専門学校総合情報センター利用細則の一部を改正する細則（規則第6号）-----	2
津山工業高等専門学校公印規程を廃止する規則（規則第7号）-----	3
津山工業高等専門学校労働時間管理者及び労働時間副管理者の指名に関する規則を廃止する規則（規則第8号）-----	3
津山工業高等専門学校研修施設使用内規等を廃止する規則（規則第9号）-----	3
津山工業高等専門学校寮研修室使用内規を廃止する規則（規則第10号）-----	4
津山工業高等専門学校公印規程（規程第53号）-----	4
平成3年度以後の入学者に係る津山工業高等専門学校の学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程を廃止する規程（規程第54号）-----	5
津山工業高等専門学校規則の種類及び制定等に関する規程（規程第55号）-----	5
津山工業高等専門学校労働時間管理者及び労働時間副管理者の指名に関する規程（規程第56号）--	7
津山工業高等専門学校研修施設使用規程（規程第57号）-----	8
津山工業高等専門学校寮研修室使用規程（規程第58号）-----	9

人事異動-----	10
-----------	----

主要日誌-----	11
-----------	----

諸 報-----	12
----------	----

永年勤続者表彰-----	12
就業規則等の改正-----	13
第41回全国高等専門学校体育大会の成績について-----	13
第42回全国高校将棋選手権大会-----	13
第13回全国高専将棋大会-----	14
オープンキャンパス2006-----	14
学生募集（4年次編入学試験）-----	14
1・2・3年生対象の交通安全講習会-----	14
留学生と語る会-----	14
第2回FD研修会-----	14
悪質商法被害防止講座-----	15
全国高等専門学校第16回プログラミングコンテスト-----	15
第26回岡山県高校秋季将棋大会-----	15
第4回先端技術特別講義（講演会）-----	15
寮生焼肉大会-----	15
アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテスト2006中国地区大会-----	15
アメリカ合衆国への海外研修-----	16
第92回全国図書館大会岡山大会-----	16
北辰寮防火避難訓練-----	16
寮生保護者懇談会及び北辰寮後援会役員会-----	16
第42回中国地区高等専門学校体育大会（冬季大会）-----	16
全国高等学校パソコンコンクール（パソコン甲子園）-----	16
交換寮生（一関・舞鶴・阿南及び有明高専）-----	17
寮生教養講座-----	17
性教育（エイズ）講演会-----	17
第22回中国地区高等専門学校英語弁論大会-----	17
共同研究-----	17
寄附金-----	18

校内諸規則

- 1 制定番号 規則第5号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校総合情報センター部門に関する細則の一部を改正する細則
- 3 制定年月日 平成18年4月1日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部 武治
- 5 改正理由 1)津山工業高等専門学校総合情報センター規程の全部改正に伴い、関連諸規程の整備を図るため。
2)その他、諸規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校総合情報センター部門に関する細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、津山工業高等専門学校総合情報センター規程(平成18年津山工業高等専門学校規程第13号)第4条の規定に基づき、津山工業高等専門学校総合情報センター(以下「センター」という。)の部門に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 センター技術職員は、各部門に関する実務的業務を遂行するものとする。</p> <p>第4条～第6条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、津山工業高等専門学校総合情報センター規程(平成8年津山工業高等専門学校規程第2号)第6条の規定に基づき、津山工業高等専門学校総合情報センター(以下「センター」という。)の部門に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 同左</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 同左</p> <p>2 センター技官は、各部門に関する実務的業務を遂行するものとする。</p> <p>第4条～第6条 同左</p> <hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>

- 1 制定番号 規則第6号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校総合情報センター利用細則の一部を改正する細則
- 3 制定年月日 平成18年4月1日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部 武治
- 5 改正理由 津山工業高等専門学校総合情報センター規程の全部改正に伴う関連諸規程の整備

津山工業高等専門学校総合情報センター利用細則の一部改正新旧対照表。

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 津山工業高等専門学校総合情報センター規程(平成18年津山工業高等専門学校規程第13号)第10条の規定に基づき、この細則を定めるものとする。</p> <p>第2条～第9条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 津山工業高等専門学校総合情報センター規程(平成8年津山工業高等専門学校規程第2号)第11条の規定に基づき、この細則を定めるものとする。</p> <p>第2条～第9条 同 左</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <hr/>

津山工業高等専門学校規則第7号

津山工業高等専門学校公印規程を廃止する規則を次のように定める。

平成18年4月1日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

津山工業高等専門学校公印規程を廃止する規則

第1条 津山工業高等専門学校公印規程(昭和54年規則第1号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規則第8号

津山工業高等専門学校労働時間管理者及び労働時間副管理者の指名に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成18年4月1日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

津山工業高等専門学校労働時間管理者及び労働時間副管理者の指名に関する規則を廃止する規則

第1条 津山工業高等専門学校労働時間管理者及び労働時間副管理者の指名に関する規則(昭和58年規則第1号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規則第9号

津山工業高等専門学校研修施設使用内規等を廃止する規則を次のように定める。

平成18年9月26日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

津山工業高等専門学校研修施設使用内規等を廃止する規則

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 津山工業高等専門学校研修施設使用内規（昭和55年規則第2号）
- (2) 津山工業高等専門学校非常勤講師の採用に関する内規（昭和56年規則第1号）
- (3) 津山工業高等専門学校の学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程の運用（平成14年規則第1号）
- (4) 津山工業高等専門学校留学規程の運用（平成16年規則第13号）

附 則

この規則は、平成18年9月26日から施行する。

津山工業高等専門学校規則第10号

津山工業高等専門学校寮研修室使用内規を廃止する規則を次のように定める。

平成18年9月26日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

津山工業高等専門学校寮研修室使用内規を廃止する規則

第1条 津山工業高等専門学校寮研修室使用内規（昭和55年規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年9月26日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第53号

津山工業高等専門学校公印規程を次のように定める。

平成18年4月1日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

津山工業高等専門学校公印規程

（趣旨）

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）において使用する公印に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構公印規則（以下「公印規則」という。）に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（公印の作成等）

第2条 公印の作成、改刻及び廃止は、校長が行う。

2 公印を作成し、改刻し、又は廃止する必要があるときは、文書により印影案を添えて、校長の決裁を受けなければならない。

（公印の種類と管理）

第3条 本校の公印の種類、公印規則第7条第1項並びに第4項に定める公印管理者並びに公印取扱者は、別表に定めるとおりとする。

（独立行政法人国立高等専門学校機構の会計機関の使用する公印等）

第4条 独立行政法人国立高等専門学校機構の会計機関の使用する公印及び文部科学省共済組合津山工業高等専門学校支部の使用する公印については、別に定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、津山工業高等専門学校公印規程（昭和54年規則第1号）に基づき作成、使用されている公印については、この規程により作成されたものとみなす。

別表（第3条関係）

種 類		寸 法 (mm平方)	公印管理者	公印取扱者	使 用 範 囲	備 考
組織印	津山工業高等専門学校之印	30	総務課長	総務係長	一般の文書	
	津山工業高等専門学校之印	40	総務課長	総務係長	卒業証書，修了証書	組織印の刻字はヨコとする。
職名印	津山工業高等専門学校長印	30	総務課長	総務係長	一般の文書	
	津山工業高等専門学校長印	15	総務課長	人事・労務係長	諸手当認定専用	
	津山工業高等専門学校長印	30	学生課長	教務係長	学業成績証明書，卒業証明書，卒業見込証明書，在学証明書，単位修得証明書，調査書（編入学先へ提出するものに限る。），学年の修了証明書，学生証，成績通知書，学年の修了見込証明書，在籍証明書，学校学生生徒旅客運賃割引証，通学証明書，在寮証明書	職名印の刻字はヨコとする。
	津山工業高等専門学校長印	33	総務課長	総務係長	卒業証書，修了証書	職名印の刻字はヨコとする。
	津山工業高等専門学校事務部長之印	23	総務課長	総務係長	一般の文書	
	津山工業高等専門学校総務課長之印	20	総務課長	総務係長	一般の文書	
	津山工業高等専門学校学生課長之印	20	学生課長	教務係長	一般の文書	

津山工業高等専門学校規程第54号

平成3年度以後の入学者に係る津山工業高等専門学校の学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

平成18年9月26日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

平成3年度以後の入学者に係る津山工業高等専門学校の学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程を廃止する規程

第1条 平成3年度以後の入学者に係る津山工業高等専門学校の学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程（平成3年規程第1号）は，廃止する。

附 則

この規程は，平成18年9月26日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第55号

津山工業高等専門学校規則の種類及び制定等に関する規程を次のように定める。

平成18年9月26日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

津山工業高等専門学校規則の種類及び制定等に関する規程 (趣旨)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における規則の種類、定義、制定（改廃を含む。）手続及び形式等に関し、必要な事項を定める。

（種類及び定義）

第2条 本校における規則の種類は、学則、規則、規程及び細則（以下「諸規則」という。）とし、その定義は次に掲げるとおりとする。

- (1) 学則 津山工業高等専門学校学則
 - (2) 規則 津山工業高等専門学校学生準則及びその他本校の管理運営、教育研究に関する重要事項について、校長が定めるもの
 - (3) 規程 学則、規則又は法令等に基づき、若しくはこれらを実施するため必要な事項について、校長が定めるもの
 - (4) 細則 学則、規則又は規程を実施するため、必要な細目等について、校長が定めるもの
- （制定手続）

第3条 本校における諸規則は、運営会議の議を経て、校長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、諸規則を改正する場合で、次の各号の一に該当する場合は、運営会議における議を省略して定めることができる。

- (1) 法令、上位規則等の改正に基づく法令、規則名等の名称変更又は適用条項の変更に伴う形式的なもの
- (2) 組織又は職名の変更に伴い形式的な変更を行うもの
- (3) 字句の整備に伴うもの
- (4) 元号の整備に伴うもの
- (5) 事務執行上の手続で軽微な変更に伴うもの
- (6) その他改正内容が軽微であると校長が認めたもの

3 諸規則の制定に当たっては、あらかじめ関係の部署と十分な協議・調整を行うものとする。

（題名及び形式）

第4条 諸規則の題名には、津山工業高等専門学校と冠し、原則として末尾に種類名を付すものとする。

2 諸規則の形式は横書きとし、条文等の体裁は法令作成の例によるものとする。

（制定日）

第5条 諸規則の制定日は、校長の決裁日とする。

（規則番号）

第6条 諸規則には、その種類ごとに番号を付すものとする。

2 前項の番号は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる一連番号とする。

（周知）

第7条 諸規則を制定したときは、適切な方法により周知するものとする。

（内規等への準用）

第8条 内規、申合せ、要項等のうち、重要なものについては、この規程の定めに基づいて取扱うものとする。

（雑則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年9月26日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に存続する諸規則は、その題名等にかかわらず、この規程に定める手続により学則、規則、規程又は細則として定められたものとみなす。
- 3 この規程施行の際現に存続する細則について、次のとおり規則番号を改める。
 - (1) 津山工業高等専門学校図書館利用細則

- 昭和39年規則第2号を，平成18年細則第1号に改める。
- (2) 津山工業高等専門学校事務分掌細則
昭和44年規則第18号を，平成18年細則第2号に改める。
- (3) 津山工業高等専門学校入学者選抜実施細則
昭和48年規則第2号を，平成18年細則第3号に改める。
- (4) 津山工業高等専門学校授業料及び寄宿料の免除等に関する細則
昭和55年規則第5号を，平成18年細則第4号に改める。
- (5) 津山工業高等専門学校総合情報センター部門に関する細則
平成8年規則第1号を，平成18年細則第5号に改める。
- (6) 津山工業高等専門学校総合情報センター利用細則
平成8年規則第2号を，平成18年細則第6号に改める。
- (7) 津山工業高等専門学校図書館文献複写料金徴収猶予実施細則
平成14年規則第2号を，平成18年細則第7号に改める。

津山工業高等専門学校規程第56号

津山工業高等専門学校労働時間管理者及び労働時間副管理者の指名に関する規程を次のように定める。

平成18年4月1日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

津山工業高等専門学校労働時間管理者及び労働時間副管理者の指名に関する規程

(労働時間管理者)

第1条 労働時間の適正な管理を図るため，津山工業高等専門学校に労働時間管理者を置き，次の職にある者を指名する。

総務課人事・労務係長

(労働時間副管理者)

第2条 労働時間管理者を補助するため，次のA欄に掲げる組織又は教職員の区分ごとに労働時間副管理者1名を置き，それぞれB欄に掲げる者をもって充てる。

A 欄	B 欄
総務課(事務部長を含む。) 学生課(教育研究支援センター職員を除く。) 地域連携・広報室 教育研究支援センター 教員 講師(非常勤)(カウンセラー及びコーディネーターを除く。) 学校医，学校歯科医，学校薬剤師及び講師(非常勤)(カウンセラー) 講師(非常勤)(コーディネーター)	総務課総務係長 学生課教務係長 地域連携・広報室地域連携・研究協力係長 教育研究支援センター技術長 総務課総務係長 学生課教務係長 学生課学生生活係長 地域連携・広報室地域連携・研究協力係長

2 労働時間副管理者の職務は，別に定める。

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第57号

津山工業高等専門学校研修施設使用規程を次のように定める。

平成18年9月26日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

津山工業高等専門学校研修施設使用規程

(趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校研修施設(以下「研修施設」という。)の使用については、別に定めのある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 研修施設は、本校学生及び教職員の研修等並びに学生の課外活動を促進するために使用することを目的とする。

(使用の範囲)

第3条 研修施設は、次の場合に使用することができる。

- (1) 本校学生及び教職員が研修又は合宿を行う場合
 - (2) その他公的機関等が行う研修又は合宿で校長が適当と認めた場合
- 2 本校学生が使用する場合は、指導教員が指導にあたるものとする。

(使用期間及び時間)

第4条 研修施設の使用期間及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 合宿の場合の使用期間は、原則として1回6泊7日をもって限度とする。
- (2) 宿泊をしない場合の使用時間は、原則として9時から20時までとする。

(管理)

第5条 研修施設は、学生課が管理する。

(使用手続)

第6条 本校学生で研修施設を使用したい者は、合宿の場合は合宿許可願(別紙様式)を、合宿以外の場合は許可願(津山工業高等専門学校学生準則様式第12号)を、使用開始日の10日前までに学生課学生生活係に提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 第3条第1項第2号に該当し、施設の使用許可を受けようとする者は、不動産使用許可申請書を使用予定日の20日前までに、学生課学生生活係に提出し、校長の許可を受けなければならない。この場合、本校教職員が代理に使用許可申請書を提出することができる。

3 使用の許可を受けた者が、その使用を取消し、又は使用期間若しくは人員の変更をしようとするときは、速やかに学生課学生生活係に届け出るものとする。

4 使用を許可された者で、使用料等を納付しなければならない者は、別に定める使用料等を期限までに総務課に納付しなければならない。

(火気の使用)

第7条 火気の使用は、原則として認めない。ただし、必要と認める場合は、許可することができる。

(使用上の注意)

第8条 研修施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 使用許可を受けた目的以外には、使用しないこと。
- (2) 施設・設備の取扱いには十分注意し、使用期間中は、これらの整理整頓及び清掃を行うこと。

2 火気の使用を許可された者は、その取扱いに十分注意しなければならない。

(使用許可の取消し)

第9条 研修施設の使用にあたって使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用許可の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 使用上の注意に違反したとき。
- (3) 使用許可願に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (4) その他管理上支障があると認められたとき。

(弁償責任)

第10条 研修施設を使用する者が、故意又は過失により、施設、設備又は備品を損傷した場合は、その実費を弁償するものとする。

(雑則)

第11条 その他研修施設の使用について必要な事項は、その都度校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年9月26日から施行する。

別紙様式

合 宿 許 可 願

平成 年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

指導教員名
指導教員名
指導教員名

部 名

代 表 者 工 学 科 年 組
氏 名

5 合宿日程

時間	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
月日																	
月 日																	
月 日																	
月 日																	
月 日																	
月 日																	
月 日																	

6 参加者氏名 (寮生には、氏名の前に 印を付すこと)

年	組	氏 名	年	組	氏 名	年	組	氏 名
							合計	名

* 途中参加についても記入の事。

下記のとおり合宿を行いたいので、ご許可くださるようお願いいたします

記

- 1 目的
- 2 合宿場所 (学内)合宿研修施設 教室
(学外)
- 3 合宿期間
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 計 日間
集合予定 時 解散予定 時

4 合宿参加指導教員名

津山工業高等専門学校規程第58号

津山工業高等専門学校寮研修室使用規程を次のように定める。

平成18年9月26日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

津山工業高等専門学校寮研修室使用規程

(趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校寮研修室(以下「寮研修室」という。)の使用については、別

に定めのある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(目的及び使用範囲)

第2条 寮研修室は、寮生の研修・集会等に使用することを目的とし、寮生のほか、校長が適当と認めた者が当該施設を使用することができる。

(使用期間)

第3条 寮研修室は、津山工業高等専門学校学則第5条第1項に定める春季休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業の期間中は使用させない。ただし、校長が必要と認めたときはこの限りではない。

(使用時間)

第4条 寮研修室の使用時間は、原則として、8時30分から22時までとする。ただし、校長が必要と認めたときはこの限りではない。

(管理)

第5条 寮研修室は、学生課が管理する。

(使用制限)

第6条 寮研修室を寮生の団体が使用する場合には、個人に使用させないことがある。

(使用手続)

第7条 寮研修室を使用したいときは、学生課寮務係へ申し出るものとする。

(使用上の注意)

第8条 寮研修室を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気は使用しないこと。
- (2) 施設・設備の取り扱いには十分注意すること。
- (3) 室内では、静粛を旨とし、他人の迷惑となる行為はしないこと。

(弁償責任)

第9条 寮研修室を使用する者が故意又は過失により、施設・設備又は備品を損傷した場合は、その実費を弁償するものとする。

附 則

この規程は、平成18年9月26日から施行する。

人事異動

個人情報を含むため公開せず。

主要日誌

- 8月1日～3日 第42回全国高校将棋選手権大会（京都市）
1日～12日 第41回全国高専体育大会（近畿地区）
4日 教育課程検討特別委員会，閉寮
8日 主事会議，教育課程検討特別委員会
11日 教育課程検討特別委員会
21日 開寮
22日 教務委員会
23日 火災報知器と防火戸の対応説明会
21日～23日 第13回全国高専将棋大会（長野高専）
25日～26日 オープンキャンパス2006
28日 平成19年度4年次編入学選抜試験，入学試験委員会
29日 主事会議，運営会議，専攻科運営委員会，寮務委員会
31日 安全衛生委員会，教育課程検討特別委員会，開寮集会
- 9月1日 外部評価点検委員会
5日 教員会議，交通安全講習会（電子制御工学科3年）
12日 教育課程検討特別委員会，留学生と語る会，交通安全講習会（情報工学科3年），
産学連携推進委員会
19日 教務委員会
20日 学生生活委員会
21日 主事会議，外部評価点検委員会
22日 専攻科運営委員会，教育課程検討特別委員会，寮務委員会
25日 専攻科運営委員会，FD研修会
26日 運営会議
27日 教育課程検討特別委員会
28日 悪徳商法被害防止講座
- 10月3日 教員会議，寮生総会，交通安全講習会（機械工学科2年）
7日 第26回岡山県高校秋季将棋大会
7日～8日 第17回全国高専プログラミングコンテスト（茨城高専）
10日 教育課程検討特別委員会，産学連携推進委員会，交通安全講習会（電気電子工学科
2年）

- 14日 寮生焼肉大会
 14日～15日 アイデア対決・全国高専ロボットコンテスト2006中国地区大会（広島商船高専・東広島市）
 16日～18日 寮生バレーボール大会
 17日 寮務委員会，交通安全講習会（電子制御工学科2年）
 18日 教育課程検討特別委員会，秋季スポーツ大会
 23日 専攻科運営委員会
 24日 教務委員会，交通安全講習会（情報工学科），学生生活委員会
 26日 北辰寮防火避難訓練
 26日～27日 第92回全国図書館大会岡山大会
 27日 教育課程検討特別委員会，中国地区高専体育大会（冬季大会）及び中国地区高専英語弁論大会壮行会
 31日 運営会議，交通安全講習会1年全員
 11月1日 教育課程検討特別委員会
 3日～4日 弥生祭
 4日 寮生保護者連絡会・北辰寮後援会役員会
 7日 教員会議，主事会議
 10日～12日 第42回中国地区高専体育大会（冬季大会）
 11日～12日 全国高校パソコンコンクール（パソコン甲子園）（会津大学）
 11日～17日 交換寮生（一関高専に派遣）
 13日～19日 交換寮生（舞鶴・阿南・有明高専に派遣）
 14日 教育課程検討特別委員会，進学ガイダンス
 16日 中国地区高等専門学校庶務課長会議
 17日 性教育講演会（1年生全員）
 17日～18日 第22回中国地区高専英語弁論大会（松江）
 20日 専攻科運営委員会
 21日 教務委員会，寮務委員会，学生生活委員会
 22日 永年勤続者表彰式
 24日 教育課程検討特別委員会
 27日 外部評価点検委員会
 28日 運営会議
 29日 教育課程検討特別委員会
 30日 臨時運営会議（メール会議）

諸 報

永年勤続者表彰

独立行政法人国立高等専門学校機構教職員表彰規則第2条第1項第1号の規定に基づき，永年勤続者表彰式が平成18年11月22日（水），会議室において行われ，校長から受彰者に対し表彰状及び記念品が授与された。

所 属	職 名	氏 名
機 械 工 学 科	教 授	小 西 大 二 郎
情 報 工 学 科	教 授	河 合 雅 弘
一 般 科 目	教 授	中 岡 尚 美
一 般 科 目	教 授	大 田 肇
一 般 科 目	教 授	杉 山 明
一 般 科 目	助 教 授	梶 田 隆 之

就業規則等の改正

独立行政法人国立高等専門学校機構規則(下記)が平成18年10月に一部改正された。

- 教職員給与規則(規則第8号)
- 教職員再雇用規則(規則第24号)
- 旅費規則(規則第49号)
- 旅費実施細則(規則第50号)
- 旅費取扱規則(規則第51号)
- 日額旅費支給規則(規則第52号)

改正の概要は下記のとおり。

教職員給与規則(規則第8号)

- 1) 労働1時間あたりの給与額の算出について、1か月の平均所定労働時間数に1時間未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとなった。
【第8条第3項(関係条項:第22条,第30条及び第31条)】

教職員再雇用規則(規則第24号)

- 1) 高年齢者雇用確保措置として、労使協定に定められた基準に基づく再雇用が追加された。
【第4条第2項,第4条第3項,第5条】
- 2) 短時間勤務教職員について、労働時間の下限が廃止された。
【第8条第2項】

旅費規則(規則第49号),旅費実施細則(規則第50号),
旅費取扱規則(規則第51号),日額旅費支給規則(規則第52号)

- 1) 給与規則改正(H18.4.1)により本給の切替が行われ、それに対応した本給の級に規則が改正された。

第41回全国高等専門学校体育大会の成績について

8月1日(火)~12日(土)の間、近畿地区において、舞鶴高専が担当校、その他の高専が協力校として運営に当たり、第41回全国高等専門学校体育大会が開催された。

本校からは、中国地区大会で上位の成績を修めた陸上競技、ソフトテニス、剣道、水泳、テニス及びバドミントンの6種目に各選手が参加して活躍した。

主な成績は次のとおり

陸上競技

- 第3位 E-5 土井 智也 (1500m)
- 第4位 C-5 安藤 正樹 (やり投)

テニス

- 第3位 団体

第42回全国高校将棋選手権大会

8月2日(水)から3日(木)の2日間、京都市で行われた全国高校将棋大会に、5月6日(土)・7日(日)に実施された第36回岡山県高校将棋選手権団体が優勝した本校将棋部が

県代表として出場した。残念ながら予選敗退であった

第13回全国高専将棋大会

8月21日(月)から23日(水)の3日間、長野高専で開催された。

成績は次のとおり

団体戦第3位 個人戦第3位 C-4 土井 博之

オープンキャンパス2006

8月25日(金)・26日(土)の2日間に亘り、本校において、オープンキャンパス2006を開催した。午前中は学科紹介(2学科見学可)を、午後は、体験コーナー(各学科の特徴が盛り込まれた実験実習を含む実体験 2コーナー参加可)を主体に、1日入学を体験した。

また、学寮を含む構内自由見学・相談コーナー等が企画され、2日間で中学生325人(1・2年生を含む)、保護者等160人・引率中学校教諭18人、計503人(参加中学校数100校)の参加があった。

学生募集(4年次編入学試験)

8月28日(月)本校において、平成19年度4年次編入学者選抜試験を実施し、選抜の結果、8月31日次のとおり合格者を発表した。

(志願・合格状況は次のとおり)

志願者数 15名

(機械=4名, 電気電子=4名, 電子制御=2名, 情報=5名)

合格者数 8名

(機械=2名, 電気電子=2名, 電子制御=1名, 情報=3名)

1・2・3年生対象の交通安全講習会

9月5日, 12日, 10月3日, 10日, 17日, 24日, の6日間, 市内の自動車学校で, 交通安全意識の高揚と交通事故及び違反等の防止を目的とした交通安全講習会を2・3年生を対象に各クラス単位で実施した。学生たちは, 運転実技, 講義などの講習を受け, 交通マナーを守ることの大切さや安全運転への認識を深めていた。

また, 10月31日には, 本校に津山警察署から講師を招き, 1年生を対象として二輪車の運転に関する講演を実施した。

留学生と語る会

9月12日(火), 寮食堂に1年生, 寮生会幹部及び寮務関係教職員の約100名が参加して「留学生と語る会」を開催し, マレーシア・バングラデシュ・ラオス及びモンゴルの伝統・文化等の紹介などで交流を深めた。また, 今年は, ハンガリー留学から帰国の三浦陽比古君から留学期間中の体験談を披露して貰った。1年生には良い刺激になった。

第2回FD研修会

9月25日(金)13時30分から合併教室において, 本年度第2回FD研修会を開催した。来年度は, (独)大学評価・学位授与機構による高等専門学校機関別認証評価の受審の年であり, 「機関別認証評価に向けて」をテーマとして, 外部評価点検委員会担当委員が「認証評価内容と認証評価受審スケジュール」, 「本校の現況及び特徴」並びに「本校の目的」について発表を行った。

発表後, 活発な質疑応答を通して, 認証評価受審に向けて教職員の知識と認識を深めることができた。

悪質商法被害防止講座

9月28日(木)、講師に岡山県消費生活センター津山分室の消費生活専門相談員である平田容子氏を招き、3年生を対象とした悪質商法被害防止講座を「自立した消費者になるために」と題し開催した。

この講座は、最近、悪徳商法による若者の被害が増加していることから専門の講師による講演を通じて、契約の知識や、消費生活相談事例を学ぶことにより、自立した消費者を目指すことを目的として毎年開催しているもの。

参加した学生は、根拠のない請求の対処方法・契約の成立と解約・クレジットの仕組み等身近な事例を題材にした講話ということもあり、熱心に聴講していた。

全国高等専門学校第16回プログラミングコンテスト

10月6日(金)から8日(日)の3日間、茨城県ひたちなか市の茨城高専で全国高等専門学校第17回プログラミングコンテストが開催され、本校からは自由部門に“Chanko - ノベルゲームのパラダイムシフト”、競技部門に“ますますますます”の2作品が参加し、“Chanko - ノベルゲームのパラダイムシフト”が敢闘賞を受賞した。

平成19年度の第18回大会は、本校が担当校として10月6・7日に津山文化センターを会場に実施される予定です。

第26回岡山県高校秋季将棋大会

10月7日(土)、水島工業高校を会場に開催され、本校から12名が出場した。

成績は次のとおり

個人戦第4位 宍戸 崇音(中国大会出場)

第4回先端技術特別講義(講演会)

10月12日(木)15時から、合併教室において本年度第4回先端技術特別講義(講演会)を開催した。講師は、松下電器産業株式会社 半導体社ディスクリートビジネスユニット 光分野カテゴリー長 中西秀行氏で、テーマ『光ディスク用ホログラムユニットの研究開発』に基づいて、松下電器産業株式会社 半導体の第一線の技術者による光ディスクの読みとり部分である、光ピックアップの光学部品を集積化した『ホログラムユニット』について、当初のCDからMD・DVDなどの研究開発事例を交えた、ホログラム技術及び光集積技術等について触れ、技術者の心構えを喚起された。会場では、専攻科生・本科4、5年生・教職員の40名を越す受講者が熱心に聞き入っていた。

寮生焼肉大会

10月14日(土)学生たちが楽しみにしている焼肉パーティーを実施した。今年は天候にも恵まれ学生同士は楽しんでいた。

アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテスト2006中国地区大会

10月15日(日)広島商船高専が担当校となり、東広島運動公園体育館でアイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテスト2006中国地区大会が開催され、本校からは、電子制御工学科から“ももフィス”と情報総合研究部から“モモンガーJ”が出場した。

今大会は、「ふるさと自慢特急便」と題され、各地区の「ふるさとオブジェ」を様々な障害を乗り越え、いかに早くゴールにたどり着くかを競うものでした。今回も中国地区8校から16チームが出場しトーナメント形式で戦い、“ももフィス”は惜しくも決勝戦で敗退し準優勝、“モモンガーJ”2回戦敗退となったが、技術賞と特別賞を受賞した。

アメリカ合衆国への海外研修

国際交流活動の一環として、10月16日(月)～24日(火)までの期間に亘ってアメリカ合衆国ペンシルベニア・カレッジ・オブ・テクノロジー(ペンカレッジ)へ本科生2名、専攻科生3名、引率教員2名を派遣した。本事業は平成14年度から実施しているもので、本年度で4年目を迎えた。

ペンカレッジは、閑静なウィリアムSPORTの町にあり、コンピュータや建設、交通、航空技術の他、医療や福祉なども学べる学生数約5000人の大きな学校である。

派遣学生は交通や航空技術に関する講義を受けるとともに、ペンカレッジの学生と熱心な議論を行い交流を深めた。

第92回全国図書館大会岡山大会

10月26日(木)～27日(金)に「晴れの国岡山から未来へ向けて広げよう図書館の可能性」をテーマとして県内外から1800人の参加者を得て開催された。26日午後から岡山シンフォニーホールにおいて全体会が、27日は11分科会に分かれて行われ、大学・短大・高専図書館の属する第2分科会は岡山天神山文化プラザに於いて開催された。午前中は大学・短大・高専図書館の全体会が、午後は高専分散会が本校を世話校として開催された。分散会では赤羽正志氏(長岡技術科学大附属図書館長)による「情報リテラシー教育がなぜ必要か - 大学教員の立場から -」、野澤 正信氏(沼津工業高等専門学校図書館長)による「自学自習の場としての高専図書館 - 沼津高専の事例紹介 -」、岡田 正氏(津山工業高等専門学校情報工学科教授)による「デジタル時代における高専図書館の役割」の3件の事例発表があり、その後質疑応答が行われた。時代や社会の進展とともに、高専図書館も変革を求められているが、3件の発表ともこうした現状に関わるものであっただけに、熱心な討議が行われた。

北辰寮防火避難訓練

10月26日(木)、寮生全員、新任教員を対象に火災時の避難経路と避難方法、人員の確認、人命損傷の防止等現実に即した訓練を実施し、防火に関する意識向上を図った。

寮生保護者懇談会及び北辰寮後援会役員会

11月4日(土)、弥生祭の日に、1年生の保護者、北辰寮後援会会長及び寮務関係教職員が参加して保護者懇談会を実施した。

寮務主事から寮の現状と課題を報告の後、寮生全般に係る意見や要望について、学科別懇談会を行い、1年生の後援会役員を選出した。また、午後から新役員を含めて、北辰寮後援会役員会を開催した。

第42回中国地区高等専門学校体育大会(冬季大会)

11月10日(金)～12日(日)に本校が担当校となり、美作ラグビー・サッカー場を会場として第42回中国地区高等専門学校体育大会(冬季大会)が開催され、全国大会出場権を賭けた熱戦が展開された。

本校は、11日(土)に一回戦で米子高専と対戦し、0 - 17で敗退した。全国大会出場決定戦はA・Bそれぞれのパートを勝ち上がった松江高専と宇部高専の対戦となり3 - 34で宇部高専が全国大会への切符を勝ち取った。

全国高等学校パソコンコンクール(パソコン甲子園)

11月11日(土)・12日(日)に会津大学で開催され、本校から2名の学生がプログラミング部門に出場した。9月に行われた地区予選を勝ち上がり、本戦出場を果たしましたが、上位入賞はなりませんでした。

交換寮生（一関・舞鶴・阿南及び有明高専）

11月11日（土）～17日（金）一関高専に1名，11月13日（月）～19日（日）阿南高専に1名，舞鶴高専に2名，有明高専に1名の寮生が各高専の学生寮での生活を体験した。また阿南高専からは1名，舞鶴高専からは2名の寮生が本校での寮生活や授業を体験した。

交換計画は，寮生の視野を広げることにより寮運営能力を養い，より良い寮制度の構築を進めるために実施した。

寮生教養講座

11月14日（火）美作大学藤井わか子先生から「体をつくる・心をつくる - 見直そう食事の大切さ - 」の講演を聞き，食事はよく噛んで味わい，自分に適した栄養バランスを知ることの大切さについて認識を深めた。寮生対象ですが地域住民にも公開しています。また今回は，阿南高専と舞鶴高専から交換寮生が来校中で共に学ぶことが出来ました。

性教育（エイズ）講演会

11月17日（金），講師に落合病院副院長の近藤恒正氏を講師に招き，1年生を対象とした性教育講演会を開催した。

講演は，要点をとりまとめた資料等をパワーポイントを使ってわかりやすく説明する形式で行われ，学生たちは日常の授業等で得ることの出来ない情報に興味を示しながらエイズへの認識を一層深めていた。

第22回中国地区高等専門学校英語弁論大会

11月17日（金），18日（土）に松江高専を当番校として開催された第22回中国地区高等専門学校英語弁論大会に，本校から3名が参加した。

成績は次のとおり

暗唱部門	S - 2	先原 直樹	7位
同	S - 2	飯田 有佳子	14位
スピーチ部門	S - 4	谷口 孝仁	5位

共同研究

- 1 研究題目 光 - 電子融合デバイスの基盤技術研究
共同研究員 国立大学法人豊橋技術科学大学 電気・電子工学系 教授 若原 昭浩
本校担当者 電気電子工学科 教授 伊藤 國雄
経 費 400,000円
研究期間 平成18年8月30日～平成19年3月31日
- 2 研究題目 無電極放電ランプのプラズマ計測に関する研究
共同研究員 松下電工株式会社 照明開発センター 掛橋 英典
本校担当者 電気電子工学科 教授 植月 唯夫
経 費 750,000円
研究期間 平成18年9月5日～平成19年3月31日
- 3 研究題目 エントランス商品の発光制御システム開発
共同研究員 片山工業株式会社 新商品・新技術チーム 太田 英正，平井 秀則
本校担当者 電気電子工学科 助教授 長井 聡， 技術専門職員 小坂 睦雄
経 費 200,000円
研究期間 平成18年11月27日～平成19年3月31日

寄附金

寄 附 者 津山高専後援会長
寄附の目的 教育活動助成
寄附年月日 平成18年8月17日
寄 附 金 額 3,000,000円

寄 附 者 株式会社超高温材料研究所
寄附の目的 奥山 圭一の研究助成
寄附年月日 平成18年9月19日
寄 附 金 額 700,000円

寄 附 者 財団法人マツダ財団
寄附の目的 中村 重之の研究助成
寄附年月日 平成18年9月27日
寄 附 金 額 1,000,000円

寄 附 者 財団法人天田金属加工機械技術振興財団
寄附の目的 北條 智彦の研究助成
寄附年月日 平成18年9月28日
寄 附 金 額 500,000円

寄 附 者 津山ロータリークラブ
寄附の目的 学生の国際交流支援
寄附年月日 平成18年10月3日
寄 附 金 額 500,000円

寄 附 者 株式会社アイティーシー
寄附の目的 佐藤 紳二の研究助成
寄附年月日 平成18年11月21日
寄 附 金 額 500,000円

寄 附 者 ハリソン東芝ライティング株式会社
寄附の目的 植月 唯夫の研究助成
寄附年月日 平成18年11月20日
寄 附 金 額 800,000円

発 行 津山工業高等専門学校
発行年月日 平成19年1月26日